

別海町特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第15条第6項に基づき、特定事業主行動計画に定める取組の実施状況を公表します。

- (1) 育児休業の取得率の目標値を、
男性職員 令和元年度100%を今後も維持します。(配偶者出産休暇等を含む)

令和6年度実績	100%
---------	------

女性職員 平成26年度100%を今後も維持します。

令和6年度実績	100%
---------	------

- (2) 職員一人当たりの年次休暇の取得日数割合を、
令和元年56%から令和7年65%以上とします。

令和6年実績	66%
--------	-----

- (3) 年間360時間以上超過勤務を行う職員の割合を、
令和元年度実績2.5%から令和7年度2.0%以下とします。

令和6年度実績	0.6%
---------	------